

# 南相馬市教育委員会規則第一号

## 南相馬市保育士等修学資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第一号。以下「条例」という。）第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金の貸し付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の交付)

第2条 条例第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金の貸付額は、原則として、3月分の月額を合算した額をその3月の最初の月に貸し付けするものとする。

2 保育士等修学資金のうち、入学資金については、入学の年度の最初の貸し付けに合わせて、一括による貸し付けをするものとする。ただし、入学資金のみの貸付申請の場合は、貸付決定日の翌月末日までに、一括による貸し付けをするものとする。

3 保育士等修学資金のうち、就職準備の資金については、貸付決定日の翌月末日までに、一括による貸し付けをするものとする。

(申請手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する修学資金（保育士等修学資金の就職準備資金を除く。）の貸し付けの申請をしようとする者は、保育士等修学資金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（様式第2号）
- (2) 条例第6条第1項に規定する保育士等養成施設等に在学していることを証する書面
- (3) 住民票の写し
- (4) 連帯保証人の住民票の写し
- (5) 連帯保証人の印鑑証明の写し
- (6) 就職先の雇用契約書、雇用条件通知書の写し又は内定通知書の写し（就職準備の資金の貸付申請の際提出のこと。）
- (7) 修学資金振込口座の通帳の写し
- (8) その他教育委員会が必要と認める書類

(連帯保証人)

第4条 条例第8条第1項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとし、その人数は2人とする。この場合、保育士等修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1人を法定代理人としなければならない。

2 保育士等修学資金の貸し付けを受けている者（以下「修学生」という。）又は保育士等修学資金の貸し付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(貸付け可否の決定通知)

第5条 第8条第2項に規定する申請に対する決定の通知は、保育士等修学資金貸付可否決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(誓約書の提出)

第6条 条例第8条第2項の規定による育英資金の貸付決定の通知を受けた申請者は、連帯保証人と連署の上、速やかに誓約書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者の在学証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書
- (3) 親権者以外の連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書

(借用証書)

第7条 被貸付者は、保育士等養成施設等を卒業し、又は条例第10条第1項の規定に基づき解除されたときは、保育士等修学資金借用証書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還届の提出)

第8条 被貸付者は、条例第11条第3項の規定により保育士等修学資金の返還をしなければならなくなったときは、直ちに保育士等修学資金返還届(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還債務の猶予の申請)

第9条 条例第12条第3項の規定により保育士等修学資金の返還の債務の猶予を受けようとする者は、保育士等修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

(就業変更届の提出)

第10条 条例第12条第3項の規定による修学資金の返還債務の猶予を受けたものが、業務に従事している市内の私立保育園等を変更したときは、速やかに就業変更届(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第11条 条例第13条第3項の規定により保育士等修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、保育士等修学資金返還債務免除申請書(様式第10号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還の債務の免除の計算方法)

第12条 条例第13条第3項の規定により免除することができる返還の債務の額は、貸付けを受けた額の総額を条例第13条第2項第1号に規定する5年間で除して得た額に、市内の私立保育園等における業務従事期間を乗じて得た額(計算して求めた額に小数点以下があるときは、切り捨てるものとする。)とする。

(期間の計算)

第13条 条例第12条第2項各号の期間、条例第13条第3項の期間及び条例第14条第3項第1号相当期間の算定は、月数による。

(届出の義務)

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、又は休所の処分を受けたとき。
- (2) 停学し、又は停所の処分を受けたとき。
- (3) 復学し、又は復所したとき。
- (4) 退学の処分を受けたとき。

(氏名住所変更届の提出)

第15条 修学生又は被貸付者は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに氏名住所変更届(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第16条 修学生又は被貸与者は、保育士等修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書(様式第12号)を毎年4月15日までに教育委員会に提出しなければならない。

(修学資金の管理)

第17条 教育委員会は、修学生又は被貸付者への貸し付け状況等を明確にするため台帳を備え、管理するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか保育士等修学資金の貸し付けに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保育士等修学資金貸付申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

保育士等修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな 氏名	㊟	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)
	住所			
	電話			
	養成 施設	名称 所在地	電話	
連帯保証人	ふりがな 氏名	㊟	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)
	住所			
	申請者との続柄		電話	
	勤務先	名称 所在地	電話	
連帯保証人	ふりがな 氏名	㊟	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)
	住所			
	申請者との続柄		電話	
	勤務先	名称 所在地	電話	
貸付申請額		① 授業料相当資金 <div style="text-align: right;">月額 _____ 円</div> ② 入学準備資金 <div style="text-align: right;">_____ 円</div> ③ 就職準備資金 <div style="text-align: right;">_____ 円</div>		
貸付希望期間		年 月から 年 月まで		

- 備考
- ・連帯保証人の印は、実印とすること。
  - ・入学準備資金の貸付けを希望する場合、養成施設に納めた入学資金の領収書を添付すること。
  - ・就職準備資金の貸付けのみを希望する場合は、貸付希望期間の記入は不要。

履歴書

ふりがな				(写真)
氏名				
住所				
年	月	学歴・職歴(業務内容)		
貸付けを受けようとする動機等				
卒業後の希望就職先		第1	名称	
		希望	所在地	
		第2	名称	
		希望	所在地	

連帯保証人変更届

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所

借 受 人 氏 名 ⑩

電 話

連 帯 保 証 人 氏 名 ⑩

次のとおり連帯保証人に変更がありましたので、届け出ます。

貸付番号		第 号
住所	新	電 話
	旧	電 話
ふりがな 氏名	新	
	旧	

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 連帯保証人の実印に変更があるときは、変更後の印鑑証明書を添付すること。

様式第4号（第5条関係）

保育士等修学資金貸付可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

南相馬市教育委員会 国

年 月 日付けで申請のありました保育士等修学資金の貸付につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

1 貸し付けする。

貸付番号 第 号

貸付金額 授業料相当の資金 円（月額）

入学資金 円

就職準備の資金 円

貸付期間 年 月から 年 月まで

2 貸付しない。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所

氏名（自筆）

㊟

（法定代理人の署名）

住所

氏名（自筆）

㊟

誓約書

私は、この度南相馬市みらい育成修学資金条例に基づき、年 月から  
年 月まで、総額 円の貸与を受けるにあたって、  
下記の内容を履行することについて誓約します。

記

- 1 貸付資金の趣旨を理解し、養成学校を卒業後、直ちに市内私立保育園等において保育業務に従事します。
- 2 条例、規則及び指示事項を固く守り学業に精励し操行を慎み必ず成業します。
- 3 貸付けを受けた修学資金は、条例及び規則の定めるところにより必ず返還します。
- 4 借り受ける修学資金について、連帯保証人が本人と連帯してその債務を負担します。



保育士等修学資金借用証書

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所

被貸与者 氏名 ⓑ

電話

住所

連帯保証人 氏名 ⓑ

電話

住所

連帯保証人 氏名 ⓑ

電話

次のとおり保育士等修学資金を借用しました。

貸付番号	第 号
貸付期間	年 月から 年 月まで 箇月 ( 年 月から 年 月までを除く。)
貸付金額	円
返還方法	1 月賦 ( ) 2 半年賦 ( ) 3 一括

備考

- 1 全ての欄に記入すること。
- 2 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 3 返還方法欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第7号（第8条関係）

保育士等修学資金返還届

年 月 日

南相馬市教育委員会

被貸付者氏名 ⑩

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還しますので届け出ます。

1 貸付番号

第 号

2 返還金額

円

3 返還の理由が発生した日

年 月 日

4 返還の理由

---

5 貸付を受けた期間

年 月から 年 月まで

6 返還方法

・一括 ・その他（ ）

保育士等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所

被貸付者 氏名 ㊟

電話

住所

連帯保証人 氏名 ㊟

電話

住所

連帯保証人 氏名 ㊟

電話

保育士等修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
貸付期間	年 月 日	年 月 日	箇月
借入金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還遅滞額	円
猶予希望期間	年 月 日	年 月 日	箇月
猶予理由	1 市内で保育士等の業務に従事している。 2 その他 ( )		
卒業(修了)日	年 月 日	免許(資格)取得日	年 月 日
免許(資格)の種類			

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。
- 3 猶予理由欄は、該当するものを○で囲むこと。

就業変更届

年 月 日

南相馬市教育委員会

被貸付者氏名

⑩

次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号	第 号	
私立保育園等	新	住所 名称 電話
	旧	住所 名称 電話
業 務	新	
	旧	
変更年月日	年 月 日	

保育士等修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所  
 被貸与者 氏名 ⑩  
 (相続人) 電話  
 住所  
 連帯保証人 氏名 ⑩  
 電話  
 住所  
 連帯保証人 氏名 ⑩  
 電話

保育士等修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
貸付期間	年 月から 年 月まで 箇月 ( 年 月から 年 月までを除く。)		
猶予期間	年 月から 年 月まで 箇月		
猶予理由			
免除区分	全部免除・一部免除		
借用金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還遅滞額	円
免除申請額	円		
免除理由	1 市内で 箇月保育士等の業務に従事した。 2 その他( )		
卒業(修了)日	年 月 日	免許(資格)取得日	年 月 日
免許(資格)の種類			
市内における業務従事状況	従事期間	施設等の名称・所在地	業務内容
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。
- 3 免除区分欄及び免除事由欄は、該当するものを○で囲むこと。

氏名住所変更届

年 月 日

南相馬市教育委員会

修学生・被貸付者の氏名

㊞

次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号		第 号
住所	新	電話
	旧	電話
ふりがな 氏名	新	
	旧	
変更年月日		年 月 日